

議事要旨(3) 企業会計基準『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)』および企業会計基準適用指針『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)』について

石川研究員より、最終的に公表する企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案についての説明がなされ、審議が行われた。

審議の後、採決が行われ、細かい字句等の修正に関しては委員長に一任の上、本改正案について出席者12名全員の賛成により標記会計基準等の公表が正式に承認された。

議決に際し、事務局より、自己株式申込証拠金の表示箇所を、自己株式の直前から直後に変更する旨の提案がなされ、その方向で文案を修正することで了承された。

また、委員等より、標記会計基準案第19項に示された「資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められない」という定めにおける「原則として」の意味を確認する発言がなされたが、その意味は同第61項に記載されていることから、内容の変更を伴う修正は行わないことで了承された。

注：承認された標記会計基準等については、[企業会計基準第1号\(平成14年2月21日公表の同企業会計基準の改正\)](#)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」および[企業会計基準適用指針第2号\(平成14年2月21日公表の同適用指針の改正\)](#)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」を参照のこと。

以上